

諮問内容

ゾーンアクセスファイルを公開することが許されるか。

答申

規約改正後、改めてゾーンアクセスファイルの公開に対する同意を得ない限り、ゾーンアクセスファイルを公開することは不適當である。なお、改めて同意を得た上でゾーンアクセスファイルの公開を行うのであれば検討の余地があるが、現状においてそれほどの必要性があるとは考えにくい。

コメント [作成者1]: ニュアンスについて要検討
 削除: 望ましくない
 削除:、
 削除: 必要があるかについては
 コメント [作成者2]: ここまで必要か？

問題の所在

- (1) ゾーンアクセスファイルは、登録されている全ドメイン名を一覧表にて確認することができるファイルであり、商標等保護のためのサイバースクワッティング対策のために、現在登録されているドメイン名を確認したいとのニーズが存在する。
- (2) 新gTLDプログラムでは、ゾーンアクセスファイルの提供が決定されている。
- (3) 一方、jp ドメインに関しては、過去ドメイン名割当報告が公開されていた際、WHOIS 検索との併用により、各個別のドメインネームに関する登録担当者等のメールアドレスを容易に入手され、いわゆるスパムメール等が増大したことから、現在、ゾーンアクセスファイルの公開がされていない。
- (4) そこで、現行の法令・規約に基づいて、ゾーンアクセスファイルの公開が認められるかを検討する必要がある。

削除: 当該
 削除: が
 削除: で
 削除: 該当する
 書式変更: インデント: 左: 0 pt, ぶら下げインデント: 5.4 字, 最初の行: -5.4 字, 行頭文字または番号を削除
 削除: 個人情報
 削除: したがって、個人が判明するか否かは、ゾーンアクセスファイルの特性ではなく、ドメインネーム及び WHOIS 検索そのものの特性である。
 削除:、
 削除: 個人

検討

1. 個人情報保護法等他法令に関する検討

ゾーンアクセスファイルそのものが個人情報に該当するとすれば、ゾーンアクセスファイルの第三者への提供は、対象たる個人の同意を得なければ行うことはできない。

そこで、ゾーンアクセスファイルそのものが個人情報に該当するか否かであるが、ゾーンアクセスファイルそのものにより、特定の個人は識別できない。ただし、ゾーンアクセスファイルに列挙されたドメインネームを WHOIS 検索することにより、登録担当者、技術連絡担当者等の氏名が判明するため、他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別することができるものと考えられなくもない。ただし、ゾーンアクセスファイルの個人情報該当性については、以下の点に疑問があり、個人情報に当るとは考えにくい。

- ① 登録担当者等の氏名等が判明するのは、ゾーンアクセスファイルそのものからではなく、そこに含まれた個々のドメインネーム及びそれに基づく WHOIS 検索を通してのものである。
- ② ドメインネームについては、WHOIS 検索により登録担当者等の氏名が表示さ

れるとしても、その対象が複数であるため、「特定の個人」が識別可能とは言えない。

個人情報に該当しない場合には、ゾーンアクセスファイルの第三者への提供は、個人情報保護法との関係では問題とならない¹。

2. ゾーンアクセスファイルの公開に対するドメイン登録者の意思

上記のとおり、ゾーンアクセスファイルの公開が個人情報保護法との関係で問題とならないとしても、ドメイン名の登録者がゾーンアクセスファイルの非公開を前提としてドメイン名登録をしていたのであれば、ゾーンアクセスファイルの公開は、ドメイン名登録者の意思に反するものとして許されない。そこで、ドメイン名登録時における登録者のゾーンアクセスファイルの公開に関する意思につき別途検討する必要がある。

ドメイン名登録規約中に、ゾーンアクセスファイルを公開する旨の明示的な記載はなく、また、現在ゾーンアクセスファイルが公開されていない。また、前述のゾーンアクセスファイルの公開に伴う弊害に考慮すれば、ドメイン名の登録者がWHOISでの情報公開に同意していることをもって、ゾーンアクセスファイルの公開をも同意していたと解釈することはできない。寧ろ、ゾーンアクセスファイルが公開されていない現状を前提に、上記弊害を考慮するならば、ゾーンアクセスファイルは非公開であることがドメイン名登録者の合理的意思であると解釈できる。

したがって、現状において、ゾーンアクセスファイルの公開を行うことは、ドメイン名登録者のかかる意思に違反するものとして許されない。

なお、ドメイン名登録規約については、改正権が留保されており、かつ、その改正の効果が遡及される旨規定があるため、規約を改正して、ゾーンアクセスファイルの公開をする旨の条項を入れることも考え得る。しかし、仮に、改正権が留保され、改正の効果が遡及する旨の規定があったとしても、ドメイン名登録者の合理的な予測の範囲を超えるような改正は、遡及的に有効とすることはできない。

この点、上記、ゾーンアクセスファイル非公開の現状及びその弊害に鑑みれば、ゾーンアクセスファイルの公開は、ドメイン名登録者の合理的な予測の範囲を超えるものと考えられるから、ドメイン名登録規約を一時的に改正することにより、ゾーンアクセスファイルを公開することは許されないと解すべきである。

3. 規約改正後改めて同意を得る方法による対応の必要性

ドメイン名登録規約を改正の上、ドメイン名登録の更新の際などに、改めて同意を得る方法も検討しうる。しかし、現在のところ、JPドメインにおいて、商標権者がサイバースクワッティングに対する警戒を必要としているような具体的事情も見当たらず

¹ なお、仮に、ゾーンアクセスファイルが個人情報と解するとしても、第三者への提供について、対象の個人からの同意があれば許される。この点、JPドメインに関し、ドメイン名登録サービス約款中に、Whoisでの登録情報の公開・開示が組み込まれているため、Whoisにおいて個人情報が開示されることについては同意があると考えられる。

削除: 判明す

削除: 判明する個人は

削除: ただし、ドメイン名の登録者が登録の際に、網羅的にメールアドレス等を照会することが可能なゾーンアクセスファイルの公開に同意していたか否かという解釈の問題となる。

削除: なお、仮に、個人情報と解するとしても、第三者への提供について、当該個人からの同意があれば許されることとなる。この点、JPドメインに関し、ドメイン名登録サービス約款中に、Whoisでの登録情報の公開・開示が組み込まれており、Whoisにおいて個人情報が開示されることについては同意がある^[1]

削除: 同意の有無

削除: そのリストとしての

削除: にまで

削除: 合理的に

削除: に鑑み、ゾーンアクセスフ^[2]

コメント [作成者3]: 規約の違反^[3]

削除: 時における

削除: 前提

削除: が、

削除: 、

削除: たとしても、そのような改^[4]

削除: 当事者

削除: ものとして、

削除: したがって、現行において、

削除: なお、

ない。寧ろ、公開による弊害を考えるのであれば、現在のところ、そこまでして開示を要するとする必要性はないものとする。

以上

DRAFT

ページ 2: [1] 削除

作成者

なお、仮に、個人情報と解するとしても、第三者への提供について、当該個人からの同意があれば許されることとなる。この点、JP ドメインに関し、ドメイン名登録サービス約款中に、Whois での登録情報の公開・開示が組み込まれており、Whois において個人情報が開示されることについては同意ありと考えられる。したがって、この場合も、このような同意が、ゾーンアクセスファイルが公開されることを含めて同意していたか、という解釈の問題となる。

ページ 2: [2] 削除

作成者

に鑑み、ゾーンアクセスファイルの公開がなされていなかったことを前提として、現在のドメイン名登録者は、ドメイン名を登録したことに鑑みれば、ゾーンアクセスファイルは公開されないことを前提としてドメイン名登録を行なったと合理的に

ページ 2: [3] コメント [作成者 3]

作成者

規約の違反と構成することでよいか？

ページ 2: [4] 削除

作成者

たとしても、そのような改正は、